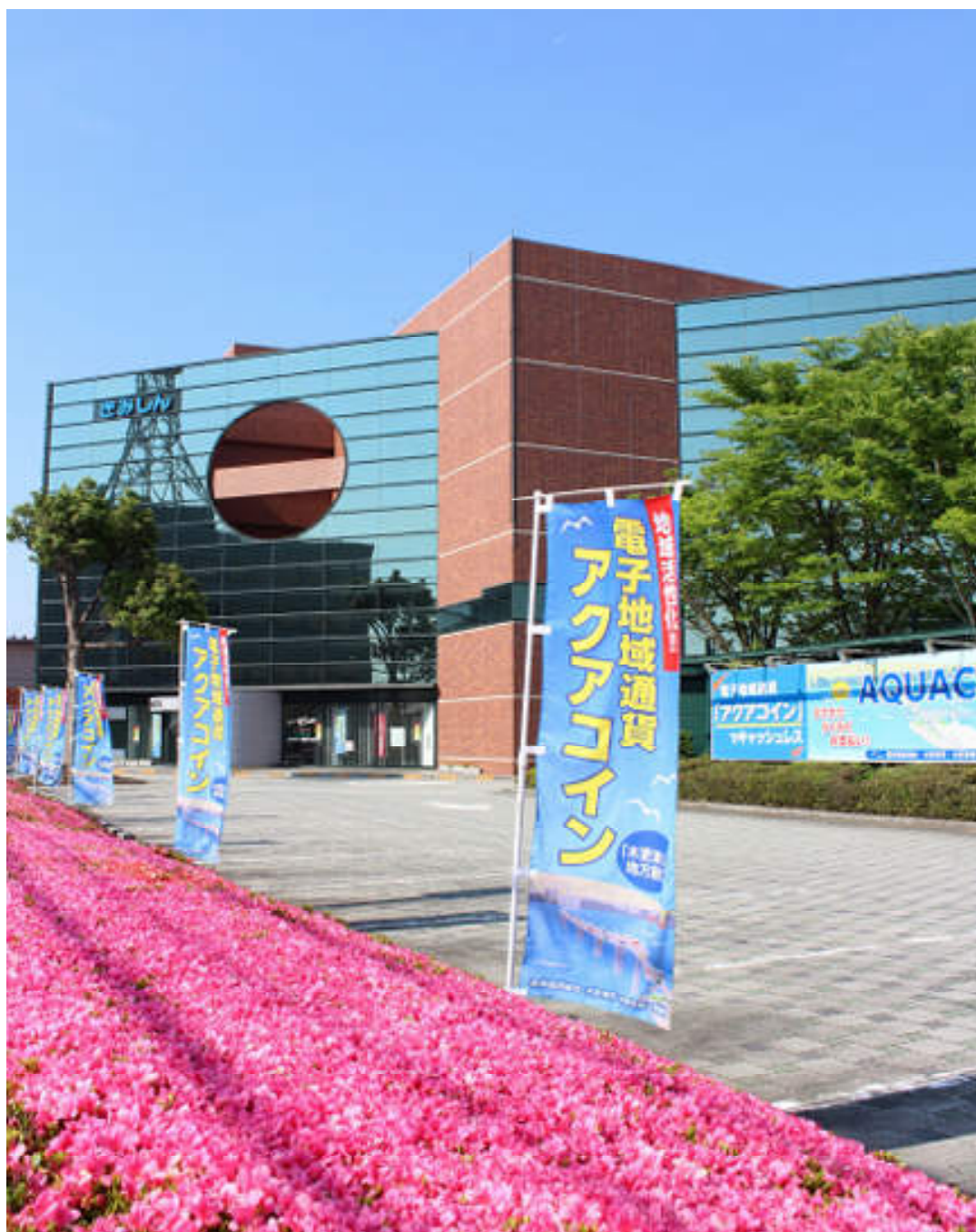


ディスクロージャー2021

令和2年度 経営情報
(令和3年3月末現在)



君津信用組合

も く じ

ごあいさつ	1	貸出金用途別残高	*21
事業方針	2	消費者ローン・住宅ローンの残高	21
令和2年度事業概要	* 2	貸出金償却額	*21
事業の組織	* 3	貸出金金利区分別残高	*21
役員一覧	* 3	定期預金種類別残高	*21
会計監査人	* 3	担保種類別貸出金残高・債務保証見返額	*22
組合員の推移	4	有価証券種類別残存期間別残高	*22
当組合のあゆみ	4	有価証券種類別平均残高	*23
トピックス	5	公共債窓口販売実績	23
店舗一覧	* 5	貸倒引当金の内訳	*23
決算関係書類		リスク管理債権及び同債権に対する保全額	*23
貸借対照表	* 6	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	*24
損益計算書	* 7	代理貸付残高の内訳	25
剰余金処分計算書	* 7	経営管理体制（リスク管理体制・法令遵守体制）	*26
貸借対照表注記	* 8	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	*27
損益計算書注記	*14	「経営者保証に関するガイドライン」への対応	29
会計監査人の監査	*14	苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	*30
代表理事による適正性、有効性の確認	14	自己資本の充実の状況	*32
粗利益・業務純益	*15	犯罪収益移転防止法	42
受取利息及び支払利息の増減	*15	反社会的勢力基本方針、利益相反管理方針	43
役務取引の状況	16	保険募集指針	44
その他業務収益の内訳	16	キャッシュカード偽造・盗難等の補償	45
経費の内訳	16	内国為替取扱実績	46
主な経営指標の推移	*17	子会社の状況	46
自己資本比率（単体）	*17	主要な事業の内容	*46
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	*18	手数料一覧	47
総資産利益率	*18	業務のご案内	48
総資金利鞘等	*18	地域密着型金融の取組の状況	50
1店舗当りの預金、貸出金残高	18	第59期通常総代会のご報告	52
子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの	18	総代会の仕組と役割	53
有価証券の取得価格、時価および評価損益	*19	総代のご紹介	55
職員1人当りの預金、貸出金残高	19	役員等の報酬体系	56
預貸率及び預証率	*19	地域貢献プログラム	57
預金種目別平均残高	*19	振り込め詐欺防止への取り組み	57
財形貯蓄残高	19	電子地域通貨「アクアコイン」の取り組み	58
預金者別預金残高	20	ボランティア活動	60
貸出金業種別残高	*20	新型コロナウイルス感染症への対応	61
貸出金種類別平均残高	*21		

信用組合の代理業者*、商品有価証券の種類別平均残高*、外貨建資産残高、オフバランス取引の状況、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、外国為替取扱実績、公共債引受額については取扱または残高はございません。

各開示項目は、上記のページに記載しております。

なお、「*」印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ

組合員の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月に第1回目の緊急事態宣言が発令され、対面サービスの提供施設全般に営業自粛が要請されたことで経済は大きな落ち込みとなりました。この緊急事態宣言解除後は、感染の影響自体は継続していたものの財輸出が堅調に推移し、個人消費も11月頃までは回復基調が続いたことで、経済に持ち直しの動きがみられました。しかし、令和3年1月以降は、飲食店への営業時間短縮要請を中心とした緊急事態宣言の再発令により、サービス業を中心に再び厳しい状態が続いています。



当地域でも、コロナ禍の影響が大きい7業種（飲食、宿泊、陸運、小売り、生活関連、娯楽、医療福祉）を中心に売上が急減したことから、店頭に相談窓口を設置して事業者の資金繰りを積極的に支援いたしました。本年度にコロナ禍対応でご融資した資金は、プロパー融資及び実質無利子・無担保融資等で、677件95億円になります。また、外出自粛や営業時間の短縮等により収益機会を逸した飲食店を応援するため、木更津市・木更津商工会議所と連携して取り組んでいる電子地域通貨「アクアコイン」の機能を使い、「飲食店応援プロジェクト きさ食（クー）PON」を実施いたしました。代金を先払いすることによりお店の資金繰りを支援する企画です。第1弾を7月、第2弾を1月に、好評につき第3弾を2月に実施し、各回とも販売期間終了前に予定額に達する支援をいただきました。また、アクアコインアプリ内の「らづFit（歩数計機能）」を活用して、地球から月までの距離約38万kmに相当する3億8千万歩をユーザ全員で歩き、目標達成により木更津市内の「こども食堂」に木更津の食材等を贈呈することで「こども食堂」を支援する企画として「木更津ウォーキングチャレンジ」を実施。ユーザの皆様のご協力によりみごと達成することができました。なお、電子地域通貨「アクアコイン」は、令和3年3月末において、加盟店663店舗、アプリダウンロード15,909件を数えております。

業績面では、本年度も本業である事業資金融資への取り組みを重点施策として、中小企業の資金繰り支援とコンサルティング業務に注力し、特に「きみしん新型コロナウイルス対応緊急融資制度」や国の実質無利子・無担保融資等を積極的に推進する一方、預金は「プレミアム定期預金^W（ダブル）」に取り組むことで、期末において預金残高1,426億円、貸出金残高871億円と、預金の純増84億円、貸出金の純増53億円をみることができました。収益面では、適正な償却・引当を行った結果、業務純益265百万円、当期純利益114百万円を計上し、低金利の継続という厳しい経営環境において、18期連続で利益計上することができました。なお、不良債権比率は2.00%まで改善しております。

組合員の皆様には、出資配当率を2.0%とさせていただき、更なる自己資本の充実を図りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

ワクチンの接種が進み集団免疫が獲得されるまでは、営業制限や外出抑制、先行きの不透明感等から、景気の本格的な回復には至らないものと予想されます。当組合では、事業者の業況把握や資金繰り、本業支援にかかる「伴走型コンサルティング」を適切かつ迅速に実施するため、内外共に感染防止対策を施すことで、訪問を主体とした営業活動を継続し、皆様の不安を少しでも軽減すべく努めて参ります。そして、ボランティア活動など本業以外の取り組みを通じて地域社会に貢献するとともに、微力ながら地域の生活者・事業者をお守りするため、役職員一同精一杯の努力をして参りますので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 宮澤義夫

事業方針

基本方針・・・「金融を通じて地域社会に奉仕する」基本理念とします。

お客様と地域の繁栄を第一とし、小口多数主義を基本として地域のより多くの皆様にお取引いただくことにより地域密着化を推進してまいります。

経営方針・・・法令等を遵守することで健全かつ堅実な運営を行います。

- コンプライアンスの遵守に努め、組合員や地域の皆様からの信頼を第一として経営します。
- 人材の育成に努めることで職員の資質向上とモラルの強化を図り、充実した金融機能の提供を目指します。
- 地域に密着したきめ細やかな対応により、皆様より愛される、便利で役に立つ「きみしん」を目指します。

〈当組合の令和2年度の取組み〉

- 融資は「事業資金」を中心として、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を前提に、顧客の要望に応えた訪問等による対面営業を継続することで、リレーションの深化を図り、「ローカルベンチマーク（目利き）シート」を活用した伴走型コンサルティングによる本業支援を実践します。
- 地域経済と地域コミュニティの活性化を目指す電子地域通貨「アクアコイン」の機能強化を図るとともに、コロナ禍におけるクリーンな決済手段としての周知・普及や、その先進性を活用した加盟店及び利用者の事業・生活の向上に努めます。
- 当組合は、サービスの不正利用の防止（特殊詐欺、情報セキュリティ対策、反社会的勢力遮断、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策等）に努めるとともに、真に顧客ニーズに適した商品・サービスを提供することで、顧客資産の保全、顧客保護、顧客利便性の充実を図ります。
- 組織体制のレベルアップ（内部牽制体制・監査機能・コンプライアンス体制の整備などによる経営管理態勢の強化）に努めます。また、マネジメント・サイクル（PDCA）を繰り返すことによって、業務の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するとともに、自らの活動を見直し「Give Give Give and Take」を徹底します。
- 主体的にボランティア活動を行うことによる地域の皆様との業務を超えた幅広い交流を通して、地域における不足・不満・要望等を肌で感じ、これらの補完に努めることで地域の活性化を目指します。

令和2年度 事業概要

○ 預金・積金

小口多数主義に徹底し、「プレミアム定期預金^W（ダブル）」を中心に推進いたしました。

結果、同定期預金の純増は100億39百万円であり、期末総預金残高は1,426億42百万円（前期比+84億46百万円）となりました。今後も小口の取引先開拓を推進してまいります。

○ 貸出金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・零細企業の事業者への資金繰り支援及び経営の安定化と個人金融の円滑化を目指し、プロパー融資並びに千葉県信用保証協会付融資（実質無利子・無担保融資含む）等の事業性融資を推進しました。今期は、事業性融資173億69百万円（プロパー76億78百万円・千葉県信用保証協会付融資（実質無利子・無担保融資含む）96億90百万円）の融資実行ができました。

結果、今年度も適正な償却引当後の期末総貸出金残高は871億45百万円（前期比+53億94百万円）となりました。今後も、更に地域に密着した金融機関となるよう努めてまいります。

○ 損益

安全で良質な運用資産の確保が厳しい中、役職員一丸となりまして貸出金残高の増加と経営の合理化、効率化による収益基盤の確立に努めました。職員数も最小限にとどめ資産の自己査定を厳正に行い、適正な償却、引当を行いましたところ、当期純利益114百万円となりました。なお、業務純益は265百万円（コア業務純益302百万円）となりました。

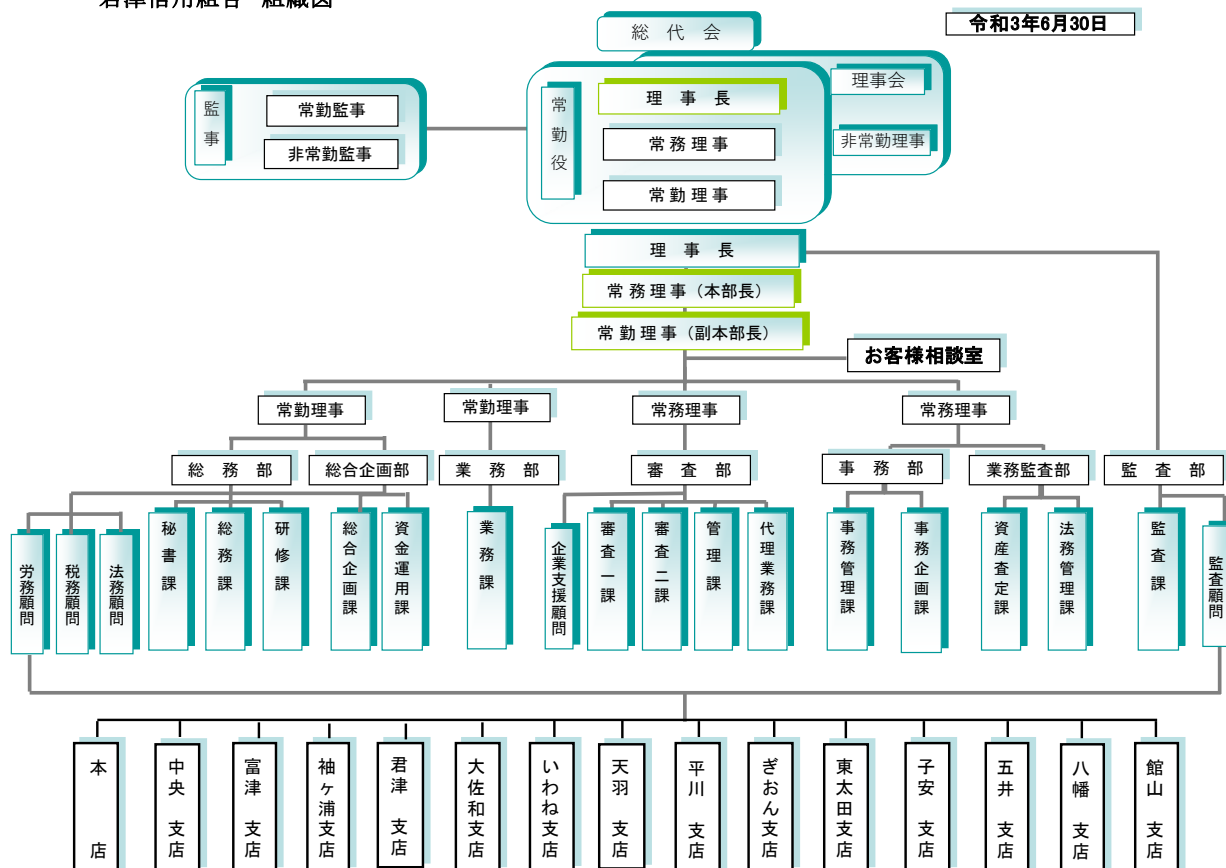
○ 組合員・出資金

活力ある組合を維持するため、組合員の増加に努めたところ、組合員数は28,556人（前期比+113人）、員外預金比率は17.31%（前期比+0.25%）、となりました。また、自己資本比率はパーゼルⅢを踏まえた新国内基準の適用において8.98%となりました。4.00%（国内基準）を大きく上回っており、資産内容の健全性は十分に維持しております。

事業の組織

君津信用組合 組織図

令和3年6月30日



役員一覧（理事および監事）

令和3年6月30日現在

理事長	宮澤 義夫	理事	岡田 實 (非常勤)
常務理事	平野 文彦	理事	今井 定勝 (非常勤)
常勤理事	平柳 利一		
常勤理事	白石 一弘		
理事	渡邊 元貴 (非常勤)	常勤監事	宮木 一則
理事	榎本 光男 (非常勤)	監事	石渡 正明 (非常勤)
理事	島野 勝 (非常勤)	員外監事	宮沢 輝男 (非常勤)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

千葉第一監査法人 (令和3年6月30日現在)

組合員の推移

区分	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
個人	25,574 人	25,668 人	25,687 人	25,681 人
法人	2,692 人	2,726 人	2,756 人	2,875 人
合計	28,266 人	28,394 人	28,443 人	28,556 人

当組合のあゆみ

昭和 37 年 3 月	設立總會
昭和 37 年 5 月	創立（営業開始）
平成 2 年 4 月	安房信用組合を吸収合併
平成 4 年 6 月	いわね支店新築オープン
平成 4 年 12 月	本店新築オープン
平成 6 年 5 月	大佐和支店新築オープン
平成 10 年 11 月	平川支店新築オープン
平成 12 年 3 月	デビットカード取扱開始
平成 12 年 7 月	インターネットバンキング・モバイルバンキング取扱開始
平成 13 年 12 月	住宅火災保険の窓口販売開始
平成 16 年 3 月	証券業務認可（国債窓販業務）
平成 16 年 5 月	アイワイバンク銀行との ATM 利用提携
平成 16 年 6 月	個人向け国債の窓口販売開始
平成 17 年 7 月	五井ローンセンター開設
平成 18 年 8 月	かずさジュニアオーケストラ協賛企業参加
平成 18 年 12 月	東太田支店 新設オープン
平成 20 年 1 月	子安支店 新設オープン
平成 21 年 2 月	独立行政法人福祉医療機構と協調融資の覚書締結
平成 21 年 4 月	千葉県農業信用基金協会と業務委託契約締結
平成 22 年 1 月	ペイジー「収納サービス」「国庫金収納サービス」等取扱開始
平成 22 年 12 月	きみつ少年少女合唱団協賛企業参加
平成 23 年 7 月	創立 50 周年なの花会旅行（明治座観劇等）開催
平成 23 年 10 月	創立 50 周年感謝の集い「加藤登紀子チャリティコンサート」開催
平成 23 年 11 月	五井支店 新設オープン
平成 24 年 5 月	創立 50 周年記念式典 開催
平成 25 年 11 月	「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」開催
平成 26 年 2 月	歳入金等の窓口取扱い開始（日本銀行歳入復代理店）
平成 26 年 11 月	なの花会設立 30 周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショー」
平成 28 年 4 月	第一勧業信用組合と「連携協力に関する協定書」調印
平成 28 年 10 月	八幡支店 新設オープン
平成 29 年 1 月	信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合（農法人向けファンド）設立
平成 29 年 3 月	創立 55 周年記念チャリティ文化事業 2017「由紀さおり講演会」
平成 29 年 3 月	鋸南支店を館山支店に統合
平成 29 年 10 月	千葉労働局との「包括連携協定」締結、「くるみん」認定
平成 29 年 11 月	あいおいニッセイ同和損害保険㈱との地方創生に関する連携協定 締結
平成 30 年 2 月	電子地域通貨「アクアコイン」三者連携協定 締結
平成 30 年 5 月	千葉県行政書士会との「包括的連携に関する協定」締結
平成 30 年 10 月	電子地域通貨「アクアコイン」運用開始
平成 31 年 3 月	「第 1 回アクアコインまつり」開催
令和 元年 12 月	中央支店を本店内へ移転
令和 2 年 12 月	日本公庫との「災害及び感染症対応に係る連携・協力に関する覚書」調印

トピックス

- 令和2年 5月 「千葉県新型コロナウイルス感染症対応特別資金」取扱開始
- 令和2年 5月 ゴールデンウィーク期間中 資金繰り相談窓口 設置
- 令和2年 7月 「窓口受付発券機」 6店舗 導入
- 令和2年 9月 1日 「しんくみの日週間」献血運動 実施
- 令和2年 9月 9日 八幡支店にて小学生の職場体験 実施
- 令和2年 9月 17日 懸賞金付定期預金ラッキー第5弾抽選会 実施
- 令和2年12月 18日 「災害及び感染症対応に係る連携・協力に関する覚書」 調印
- 令和3年 3月 4日 献血運動 実施
- 令和3年 6月 30日 第59期通常総代会 開催

店舗一覧

令和3年6月30日現在

本部	木更津市潮見 3-3 ☎ 0438 (20) 1122 (代)	天羽支店	富津市湊 374 ☎ 0439 (67) 0522 (代)
本店	木更津市潮見 3-3 ☎ 0438 (20) 1111 (代)	平川支店	袖ヶ浦市横田 32-3 ☎ 0438 (75) 3025 (代)
中央支店	木更津市潮見3-3(本店内) ☎ 0438 (23) 5151 (代)	ぎおん支店	木更津市祇園 1-1-5 ☎ 0438 (98) 2111 (代)
富津支店	富津市大堀 511-1 ☎ 0439 (87) 0854 (代)	東太田支店	木更津市東太田 4-4-7 ☎ 0438 (97) 1111 (代)
袖ヶ浦支店	袖ヶ浦市蔵波 1939-2 ☎ 0438 (62) 2624 (代)	子安支店	君津市南子安 7-4-12 ☎ 0439 (52) 1511 (代)
君津支店	君津市南久保 1-1-5 ☎ 0439 (55) 5711 (代)	五井支店	市原市更級 1-8-1 ☎ 0436 (24) 3100 (代)
大佐和支店	富津市千種新田447-8 ☎ 0439 (65) 1051 (代)	八幡支店	市原市八幡 465 ☎ 0436 (98) 5151 (代)
いわね支店	木更津市岩根 3-10-15 ☎ 0438 (41) 0344 (代)	館山支店	館山市北条 1815 ☎ 0470 (22) 0708 (代)

館山支店 鋸南出張所 (ATM)	安房郡鋸南町勝山 351-17
---------------------	-----------------

貸借対照表

単位：千円

科 目	令和2年3月31日	令和3年3月31日	科 目	令和2年3月31日	令和3年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,770,857	3,836,319	預金積金	134,195,849	142,642,380
預け金	47,030,240	54,370,212	当座預金	1,425,935	1,599,520
買入金銭債権	5,086	3,688	普通預金	45,461,840	53,859,905
有価証券	12,003,953	12,261,263	貯蓄預金	69,716	70,840
国債	-	493,300	通知預金	568,219	315,643
地方債	4,181,317	3,558,167	定期預金	84,366,807	84,281,889
社債	3,086,500	3,716,490	定期積金	1,951,035	2,142,899
株式	12,124	10,801	その他の預金	352,293	371,682
その他の証券	4,724,012	4,482,504	借入金	7,600,000	11,800,000
貸出金	81,750,986	87,145,265	当座借越	7,600,000	11,800,000
割引手形	85,751	27,469	その他負債	188,731	184,997
手形貸付	1,467,981	798,075	未決済為替借	27,133	31,690
証書貸付	77,529,390	84,233,706	未払費用	62,304	61,592
当座貸越	2,667,862	2,086,014	給付補填備金	298	235
その他資産	702,232	646,156	未払法人税等	1,336	1,336
未決済為替貸	30,324	8,813	前受収益	15,593	13,595
全信組連出資金	313,000	313,000	払戻未済金	70	-
未収収益	155,058	144,015	職員預り金	39,348	37,821
その他の資産	203,850	180,326	その他の負債	42,647	38,725
有形固定資産	2,608,279	2,596,569	賞与引当金	57,030	56,433
建物	1,119,160	1,102,505	役員賞与引当金	5,850	5,850
土地	1,365,730	1,344,630	退職給付引当金	-	-
建設仮勘定	-	-	役員退職慰労引当金	124,010	134,491
その他の有形固定資産	123,388	149,434	債務保証損失引当金	0	1
無形固定資産	45,313	36,950	偶発損失引当金	12,048	13,204
ソフトウェア	41,147	32,783	睡眠預金払戻損失引当金	7,200	6,400
その他の無形固定資産	4,166	4,166	特別法上の引当金	-	-
繰延税金資産	199,000	130,000	債務保証	1,550	1,260
債務保証見返	1,550	1,260	負債の部合計	142,192,270	154,845,019
貸倒引当金	△ 100,183	△ 123,975	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	△ 76,713	△ 93,062	出資金	962,932	963,406
			普通出資金	962,932	963,406
			利益剰余金	5,107,586	5,202,754
			利益準備金	962,579	962,932
			特別積立金	4,004,000	4,105,000
			当期末処分剰余金	141,007	134,822
			組合員勘定合計	6,070,518	6,166,160
			その他有価証券評価差額金	△ 245,472	△ 107,469
			純資産の部合計	5,825,046	6,058,690
資産の部合計	148,017,317	160,903,709	負債及び純資産の部合計	148,017,317	160,903,709

損益計算書

単位：千円

科 目	令和元年度 (58期)	令和2年度 (59期)
経常収入	2,110,431	2,179,048
資産運用収入	1,861,973	1,894,728
貸預有価証券の引替	1,688,090	1,692,739
利息配当	91,679	85,960
当利収入	73,258	106,165
手数料収入	8,946	9,862
手数料収入	173,528	163,017
買収	74,197	72,213
買収	99,330	90,804
買収	22,006	105,798
売却	-	185
売却	14,538	98,191
売却	7,467	7,421
売却	52,921	15,503
売却	8,351	-
売却	17,353	13,324
売却	-	-
売却	27,216	2,179
経常費用	1,910,103	1,963,765
資産調達費用	19,420	18,401
利息	18,976	18,942
繰上	229	172
繰上	27	△ 895
繰上	186	181
手数料	325,200	291,516
手数料	43,380	41,192
手数料	281,819	250,324
手数料	3,750	127,866
売却	-	51,046
売却	3,610	-
売却	-	76,820
売却	140	-
費用	1,526,534	1,473,428
費用	931,918	892,978
費用	564,466	545,406
費用	30,149	35,044
費用	35,197	52,552
費用	-	24,095
費用	13,120	5,715
費用	-	-
費用	7,876	1,323
費用	-	-
費用	14,201	21,418
経常利益	200,327	215,283
特別利益	-	13,900
特別利益	-	13,900
特別損失	19,636	39,796
特別損失	675	39,796
特別損失	18,961	-
特別損失	-	-
経常利益	180,690	189,386
法人税	4,588	5,965
法人税	-	-
法人税	55,000	69,000
法人税	121,102	114,421
法人税	19,905	20,401
法人税	141,007	134,822

剰余金処分計算書

単位：千円

科 目	令和元年度(58期)	令和2年度(59期)
当期末処分剰余金	141,007	134,822
これを下記のように処分致します。		
利益準備金	353	474
特別積立金	101,000	95,000
出資配当金	19,253	19,258
繰越金(当期末残高)	20,401	20,090
合 計	141,007	134,822

貸借対照表 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては有価証券の種類別に事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、又は、期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	25年～39年
その他	3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は主として、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,904百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	<u>282,169百万円</u>
差引額	43,960百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）0.824%

- 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 20,484百万円及び別途積立金 64,445百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金 16百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。また、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は令和3年3月1日付で解散し、同日に全国信用組合企業年金基金が設立されました。当組合は令和3年3月1日付で全国信用組合企業年金基金に加入しました。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 債務保証損失引当金は、(社)関東年金福祉協会に対する債務保証に係る損失に備えるため、同協会の債務者である住宅ローン借入者の履行状況を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 282百万円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,607百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 420百万円、延滞債権額は 1,276百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 48百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,745百万円であります。なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
23. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 27百万円であります。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 担保提供している資産 預け金 14,000百万円
 担保資産に対応する債務 借入金 11,800百万円
 上記のほか、公金取扱いのために現金 2,210千円、預け金 200千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 20,000千円を担保提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は 6,288円82銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、1,930百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	54,370	54,461	90
(2) 有価証券 その他有価証券	12,230	12,230	-
(3) 貸出金（*1） 貸倒引当金（*2）	87,145 △123		
	87,021	89,474	2,452
金融資産計	153,622	156,166	2,543
(1) 預金積金（*1）	142,642	142,648	6
(2) 借入金（*1）	11,800	11,800	-
金融負債計	154,442	154,448	6

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価格）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1・2)	10
組合出資金(※3)	332
合計	343

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	-百万円	-百万円	-百万円
株 式			
債 券	2,235	2,212	22
国 債	-	-	-
地 方 債	516	514	2
短期社債	-	-	-
社 債	1,718	1,698	20
そ の 他	2,061	2,034	26
小 計	4,296	4,247	49

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	5,532	5,609	77
国 債	493	499	5
地 方 債	3,041	3,085	43
短期社債	-	-	-
社 債	1,997	2,025	27
そ の 他	2,401	2,481	79
小 計	7,934	8,091	156
合 計	12,230	12,338	△107

(注) 1. 貸借対照表計上額は、投資信託について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得価額と比較して50%以上下落した場合」であります。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の価格の推移、格付等を勘案し、著しい下落かどうか検討しております。当事業年度において著しい下落に該当する有価証券があり、76百万円減損処理を行っております。

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
4,723百万円	98百万円	51百万円

31. 保有目的を変更した有価証券はありません。

32. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	-百万円	804百万円	1,389百万円	5,573百万円
国 債	-	-	-	493
地 方 債	-	-	265	3,292
短期社債	-	-	-	-
社 債	-	804	1,124	1,787
そ の 他	200	1,398	1,788	974
合 計	200	2,202	3,178	6,548

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,338百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が23,338百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	503百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	84百万円
その他	158百万円
繰延税金資産小計	745百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△614百万円
評価性引当額小計	△614百万円

繰延税金資産合計	130百万円
繰延税金負債合計	-百万円
繰延税金資産の純額	130百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	合計
		2年以内	3年以内	4年以内		
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	84	84百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	84	(b) 84百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金は84百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産84百万円を計上しております。この繰延税金資産84百万円は平成29年3月期に有税貸倒引当金の無税化により生じた繰越欠損金の残高84百万円（法定実効税率を乗じた額）に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

35. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

36. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 123百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 2,596百万円 無形固定資産 36百万円

固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 130百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当組合は、新型コロナウイルス感染症による経済・社会的な影響は今後徐々に解消していくものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、想定より経済活動への影響が長引く場合は、今後の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たりの当期純利益 118円82銭

会計監査人の監査

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性及び内部監査の有効性の確認

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第59期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の実効性を確認いたしました。

令和3年6月30日

君津信用組合
理事長 宮澤義夫

粗利益・業務純益

単位：百万円

科 目	令和元年度（58期）	令和2年度（59期）
資金運用収益	1,861	1,894
資金調達費用	19	18
資金運用 収支	1,842	1,876
役務取引等収益	173	163
役務取引等費用	325	291
役務取引等 収支	△ 151	△ 128
その他業務収益	22	105
その他業務費用	3	127
その他の業務収支	18	△ 22
業 務 粗利益	1,709	1,725
業務粗利益率	1.21%	1.15%
業 務 純 益	197	265
実 質 業務純益	197	273
コ ア 業務純益	187	302
コ ア 業務純益 (投資信託解約損益を除く)	187	296

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用(令和元年度・令和2年度費用はともにありません。)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

単位：百万円

科 目	令和元年度（58期）	令和2年度（59期）
受取利息の増減	△ 6	32
支払利息の増減	△ 1	△ 1

役務取引の状況

単位：百万円

科 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	173	163
受入為替手数料	74	72
その他の受入手数料	96	88
その他の役務取引等収益	2	2
役務取引等費用	325	291
支払為替手数料	43	41
その他の支払手数料	5	9
その他の役務取引等費用	276	240

その他業務収益の内訳

単位：百万円

科 目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	-	0
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	14	98
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	7	7
その他業務収益合計	22	105

経費の内訳

単位：百万円

科 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	931	892
報酬給料手当	731	718
退職給付費用	74	70
そ の 他	125	104
物 件 費	564	545
事 務 費	258	260
固定資産費	81	75
事 業 費	44	29
人事厚生費	12	11
預金保険料	42	41
そ の 他	124	127
税 金	30	35
経 費 合 計	1,526	1,473

主な経営指標の推移

単位：百万円

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経 常 収 益	2,210	2,176	2,080	2,110	2,179
経 常 利 益	150	172	112	200	215
当 期 純 利 益	259	140	92	121	114
預 金 積 金 残 高	127,897	129,956	131,924	134,195	142,642
貸 出 金 残 高	75,087	78,448	81,112	81,750	87,145
有 価 証 券 残 高	7,371	7,480	7,911	12,003	12,261
総 資 産 額	137,631	143,643	146,145	148,017	160,903
純 資 産 額	5,732	5,877	6,010	5,825	6,058
自己資本比率（単体）	8.70%	8.76%	8.69%	8.63%	8.98%
出 資 総 額	960	960	962	962	963
出 資 総 口 数	960,734 口	960,592 口	962,579 口	962,932 口	963,406 口
出 資 配 当 金	19	19	19	19	19
職 員 数	174 人	169 人	160 人	153 人	149 人

* 残高計数は期末日現在のものです。出資 1 口の金額は 1,000 円となっています。

iDeCo
自分で入る、自分で増やす、もうひとつの年金

「iDeCo」の
ダブルメリット!!

私の年金が
もうひとつ
増える!

公的年金にプラスして給付を受けられる私の年金です。

掛金も運用益も
税金を
優遇!

掛金は全額所得控除で、税金額が減少します。

**20歳以上60歳未満なら
だれでも
利用できる。**

50代 公務員

**掛金5,000円から
100,000円まで
自由に。**

40代 営業事務

**運用プランを
選んで安心できる
のが安心。**

30代 会社員

**自分に合った
掛金で、
始められる。**

20代 パート業

個人型確定拠出年金 iDeCo イデコ

iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の総称です。 Individual type (個人型) Fixed (固定) Self-selection plan (自分で選ぶプラン) からお選びいただけます。

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

単位：千円

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和 2年度	149,833,147	1,894,728	1.26%
	令和 元年度	140,249,042	1,861,973	1.32%
うち貸出金	令和 2年度	84,384,519	1,692,739	2.00%
	令和 元年度	80,545,748	1,688,090	2.09%
うち預け金	令和 2年度	52,201,275	85,960	0.16%
	令和 元年度	48,841,989	91,679	0.18%
うち有価証券	令和 2年度	12,930,298	106,165	0.82%
	令和 元年度	10,542,301	73,258	0.69%
資金調達勘定	令和 2年度	150,509,956	18,401	0.01%
	令和 元年度	140,508,929	19,420	0.01%
うち預金積金	令和 2年度	141,594,501	19,114	0.01%
	令和 元年度	132,511,829	19,206	0.01%
うち譲渡性預金	令和 2年度	-	-	-
	令和 元年度	-	-	-
うち借入金	令和 2年度	8,878,630	△ 895	△ 0.01%
	令和 元年度	7,959,289	27	0.00%

* 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和元年度 65,317 千円、2 年度 70,663 千円）を控除して表示しております。

総資産利益率

区 分	令和元年度末	令和 2 年度末
総資産経常利益率	0.13%	0.13%
総資産当期純利益率	0.08%	0.07%

$$\text{総資産経常（当期純）利益率} = \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

区 分	令和元年度末	令和 2 年度末
資金運用利回り (a)	1.32%	1.26%
資金調達原価率 (b)	1.08%	0.97%
総資金利鞘 (a-b)	0.24%	0.29%

1 店舗当りの預金及び貸出金残高

単位：百万円

区 分	令和元年度末	令和 2 年度末
1 店舗当りの預金残高	8,946	9,509
1 店舗当りの貸出金残高	5,450	5,809

子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの

該当なし

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

単位：百万円

区 分		取得価格	時 価	評価損益
有価証券	令和 2年度末	12,368	12,261	-
	令和 元年度末	12,249	12,003	-

*金銭信託、デリバティブ等商品の保有はありません。

1.「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会：平成 11 年 1 月 22 日）に定める時価に基づいて表示しております。尚、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。

2.評価損益額は、満期保有目的の債券の期末評価損益を表示しております。

職員 1 人当りの預金及び貸出金残高

単位：千円

区 分	令和元年度末	令和 2 年度末
職員 1 人当りの預金残高	847,731	942,155
職員 1 人当りの貸出金残高	516,430	575,596

預貸率及び預証率

区 分		令和元年度末	令和 2 年度末
預 貸 率	期中平均	60.78%	59.59%
	期 末	60.91%	61.09%
預 証 率	期中平均	7.95%	9.13%
	期 末	8.94%	8.59%

預金種目別平均残高

単位：百万円

種 目	令和元年度		令和 2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	44,749	33.77%	55,314	39.07%
定 期 性 預 金	87,487	66.02%	86,024	60.75%
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-
そ の 他 の 預 金	274	0.21%	255	0.18%
合 計	132,511	100.00%	141,594	100.00%

財形貯蓄残高

単位：百万円

項 目	令和元年度	令和 2 年度
財形貯蓄残高	111	103

預金者別預金残高

単位：百万円

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	110,272	82.20%	114,722	80.40%
法 人	23,923	17.80%	27,919	19.60%
一般法人	19,414	14.50%	23,418	16.40%
金融機関	36	0.00%	37	0.00%
公 金	4,472	3.30%	4,463	3.10%
合 計	134,195	100.00%	142,642	100.00%

貸出金業種別残高

単位：百万円

業 種 別	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,330	1.6%	1,381	1.6%
農 業、林 業	253	0.3%	295	0.3%
漁 業	20	0.0%	15	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	447	0.5%	409	0.5%
建 設 業	6,251	7.6%	7,871	9.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	165	0.2%	171	0.2%
情 報 通 信 業	134	0.2%	124	0.1%
運 輸 業、郵 便 業	1,431	1.8%	1,550	1.8%
卸 売 業、小 売 業	4,452	5.4%	5,177	5.9%
金 融 業、保 険 業	360	0.4%	638	0.7%
不 動 産 業	11,537	14.1%	12,329	14.1%
物 品 賃 貸 業	122	0.2%	141	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	2,338	2.9%	3,128	3.6%
宿 泊 業	2,078	2.5%	2,250	2.6%
飲 食 業	918	1.1%	1,424	1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	3,835	4.7%	4,594	5.3%
教 育、学 習 支 援 業	1,796	2.2%	1,845	2.1%
医 療、福 祉	1,010	1.2%	1,330	1.5%
そ の 他 サ ー ビ ス	545	0.7%	884	1.0%
そ の 他 の 産 業	3,361	4.1%	3,767	4.3%
小 計	42,392	51.9%	49,333	56.6%
地 方 公 共 団 体	6,672	8.2%	7,114	8.2%
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	32,685	40.0%	30,697	35.2%
合 計	81,750	100.0%	87,145	100.0%

*業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金種類別平均残高

単位：百万円

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	91	0.11%	48	0.06%
手形貸付	1,316	1.63%	1,423	1.69%
証書貸付	76,756	95.30%	80,876	95.84%
当座貸越	2,381	2.96%	2,035	2.41%
合計	80,545	100.00%	84,384	100.00%

貸出金使途別残高

単位：百万円

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	30,750	37.61%	36,296	41.65%
設備資金	51,000	62.39%	50,848	58.35%
合計	81,750	100.00%	87,145	100.00%

消費者ローン・住宅ローンの残高

単位：百万円

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	4,042	23.22%	3,657	22.26%
住宅ローン	13,359	76.77%	12,774	77.74%
合計	17,401	100.00%	16,432	100.00%

貸出金償却額

単位：百万円

項目	令和元年度末	令和2年度末
貸出金償却額	13	5

貸出金金利区分別残高

単位：百万円

区分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	26,027	32,354
変動金利貸出	55,723	54,790
合計	81,750	87,145

定期預金種類別残高

単位：百万円

区分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	82,969	82,982
変動金利定期預金	5	5
その他の定期預金	1,391	1,293
合計	84,366	84,281

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

単位：百万円

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和2年度	274	0.3%	-
	令和元年度	341	0.4%	-
有価証券	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	-	-	-
動 産	令和2年度	59	0.1%	-
	令和元年度	70	0.1%	-
不 動 産	令和2年度	38,554	44.2%	0
	令和元年度	39,698	48.6%	1
そ の 他	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	-	-	-
小 計	令和2年度	38,888	44.6%	0
	令和元年度	40,110	49.1%	1
信用保証協会・信用保険	令和2年度	16,280	18.7%	-
	令和元年度	9,289	11.4%	-
保 証	令和2年度	21,430	24.6%	0
	令和元年度	23,577	28.8%	0
信 用	令和2年度	10,546	12.1%	-
	令和元年度	8,773	10.7%	-
合 計	令和2年度	87,145	100.0%	1
	令和元年度	81,750	100.0%	1

有価証券種別残存期間別残高

単位：百万円

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	令和2年度	-	-	-	493	-	493
	令和元年度	-	-	-	-	-	-
地 方 債	令和2年度	-	-	265	3,292	-	3,558
	令和元年度	-	-	1,783	2,397	-	4,181
短 期 社 債	令和2年度	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-	-
社 債	令和2年度	-	804	1,124	1,787	-	3,716
	令和元年度	100	199	1,303	1,484	-	3,086
株 式	令和2年度	-	-	-	-	10	10
	令和元年度	-	-	-	-	12	12
外 国 証 券	令和2年度	200	1,106	1,482	965	-	3,755
	令和元年度	201	1,002	1,283	1,157	-	3,644
そ の 他 の 証 券	令和2年度	0	291	306	8	120	727
	令和元年度	3	298	510	10	256	1,079
合 計	令和2年度	200	2,202	3,178	6,548	131	12,261
	令和元年度	305	1,500	4,879	5,050	268	12,003

有価証券種類別平均残高

単位：百万円

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	25	0.25%	256	1.99%
地 方 債	3,987	37.83%	4,073	31.51%
短 期 社 債	-	-%	-	-%
社 債	2,309	21.90%	3,496	27.04%
株 式	11	0.11%	12	0.09%
外 国 証 券	3,386	32.12%	4,050	31.33%
そ の 他 の 証 券	821	7.79%	1,040	8.04%
合 計	10,542	100.00%	12,930	100.00%

*当組合は商品有価証券を保有しておりません。

公共債窓口販売実績

単位：百万円

項 目	令和元年度	令和2年度
国債・その他公共債	5	-

貸倒引当金の内訳

単位：百万円

種 目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	23	△ 1	30	7
個別貸倒引当金	76	△ 8	93	16
貸倒引当金合計	100	△ 10	123	23

* 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(B+C) / A
破綻先債権	令和 2年度	420	386	34	100.00%
	令和 元年度	447	413	34	100.00%
延滞債権	令和 2年度	1,276	1,199	57	98.43%
	令和 元年度	1,473	1,376	41	98.60%
3ヶ月以上延滞債権	令和 2年度	48	48	0	100.00%
	令和 元年度	47	47	0	100.00%
貸出条件緩和債権	令和 2年度	0	0	0	0.00%
	令和 元年度	0	0	0	0.00%
合 計	令和 2年度	1,745	1,634	91	98.85%
	令和 元年度	1,933	1,837	75	98.91%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

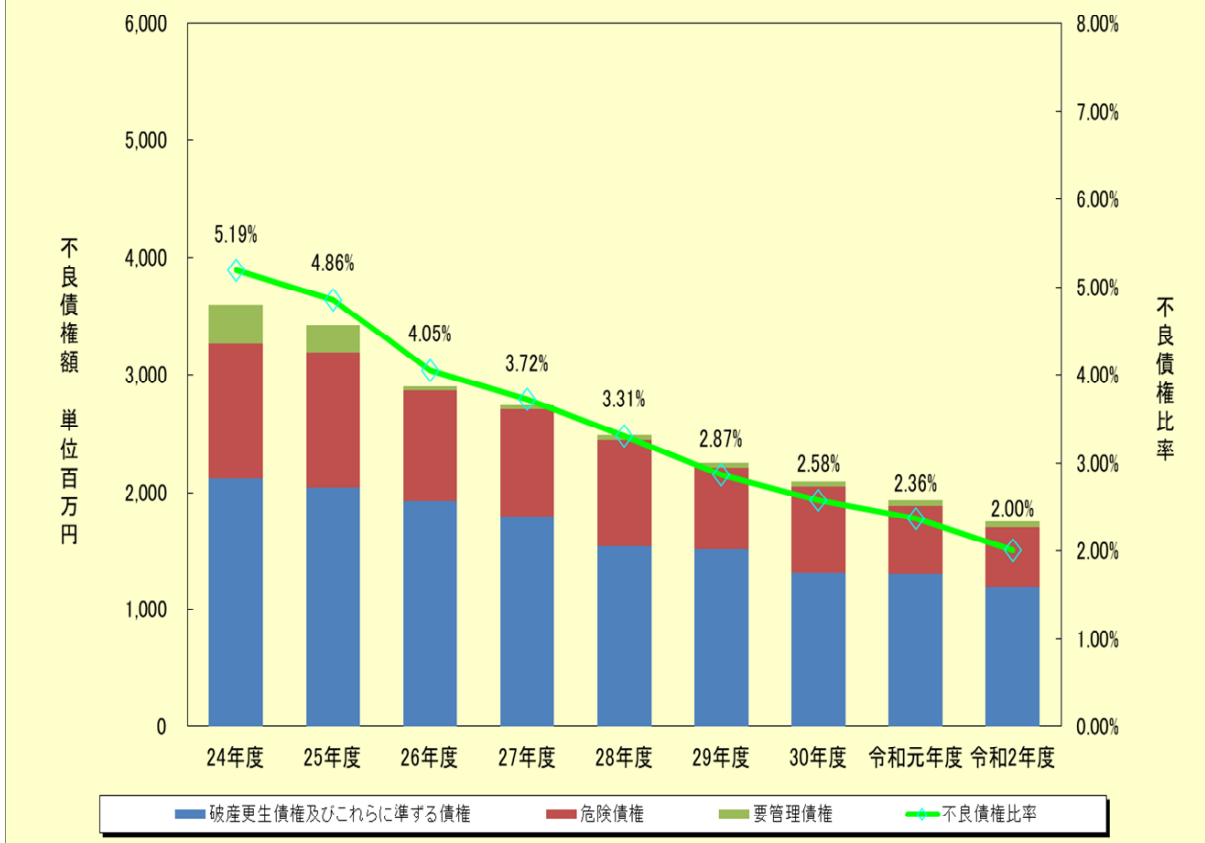
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区 分		債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(D)/(A)	(C) / (A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	令和 2 年度	1,191	1,100	90	1,191	100.00%	100.00%
	令和 元年度	1,302	1,231	71	1,302	100.00%	100.00%
危険債権	令和 2 年度	505	485	1	486	96.24%	5.00%
	令和 元年度	583	558	4	562	96.39%	16.00%
要管理債権	令和 2 年度	48	48	0	48	100.00%	0.00%
	令和 元年度	47	47	0	47	100.00%	0.00%
不良債権 合計	令和 2 年度	1,746	1,634	91	1,726	98.85%	81.25%
	令和 元年度	1,934	1,837	75	1,913	98.91%	77.31%
正常債権	令和 2 年度	85,471					
	令和 元年度	79,892					
合 計	令和 2 年度	87,217					
	令和 元年度	81,826					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理先債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題のない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

不良債権の状況



代理貸付残高の内訳

単位：千円

区分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
(株)商工組合中央金庫	-	-
(株)日本政策金融公庫	2,686	2,152
独立行政法人住宅金融支援機構	2,476,298	2,199,064
独立行政法人雇用能力開発機構	-	-
年金資金運用基金	27,828	23,616
独立行政法人福祉医療機構	4,705	3,265
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人農林漁業信用基金	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	-	-
合 計	2,511,519	2,228,099

1. リスク管理体制

経営の健全性を確保するため、多様化、複雑化した各種リスクに対応できるよう、当組合はリスク管理を重要経営課題として位置づけ、金融自由化時代にふさわしいリスク管理体制の確保に努めております。

なお、当組合は外部監査法人（千葉第一監査法人）による会計監査を受けております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないしは消失し損害を被るリスクのことです。

当組合では、審査部と業務部との独立性を保ちつつ、審査体制と営業推進のバランスのとれた営業活動に努めております。

特に不動産担保の調査については、取扱店の調査のほか、審査部の立会い調査を義務付け、より厳格な審査体制をとっております。

また延滞債権や償却・引当については管理課が、資産査定・自己査定については資産査定課が行うよう、独立した体制を構築しています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・価格・為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当組合では、ALM（資産負債総合管理）体制に努め、安定的な収益確保とリスクの最少化を目指しております。また、資金繰りに対して支払い準備資金の適正な管理に努め健全な支払準備を行っています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では「流動性リスク管理要領」を制定し、日頃から金融・経済動向の把握や「余資運用規程」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象として、常にリスクの把握・確認に努め、管理手法の改善を図っています。

2. 法令遵守体制

●法令遵守（コンプライアンス）体制について

コンプライアンスとは、金融機関が事故・事件やトラブル等の未然防止を図り、法令等をはじめ内部規程や倫理を含む社会規範すべてにいたるまで、あらゆるルールを厳格に守ることで、お客様の信頼・信用を確固たるものとし、経済・社会に広く貢献していくことを求めるものです。

当組合が地域社会に信頼されるには、高い企業倫理と法令の遵守等社会の一員としてのルールを守ることが当然の責務であり、社会から批判を受けることのないよう努めなければなりません。

当組合では、コンプライアンス統括部署を法務管理課とし、コンプライアンス（法令遵守）に関わる態勢整備や推進等を担当させるとともに、法務リスク全般の管理にあたらせ、各部課店には、コンプライアンス担当者を設置し、日常業務における法令遵守状況を自己点検する体制を確立しており、今後ともコンプライアンス（法令遵守）を経営の重要な課題として取組んでいく方針です。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守して勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況や当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と金融商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入（契約）は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について誠心誠意説明し十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘、販売を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行ないません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれるよう内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口へお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。（金融商品とは、預貯金・保険・有価証券等が対象となります。）

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

新型コロナウイルス感染症は、幅広い業種の企業経営に影響を与えており、また大都市のみならず、地方においてもその影響は拡大しています。未だ事態の収束時期が見通せない中、地方の中小零細企業においては、従業員やステークホルダーの安全確保と、企業としての存続に向けた資金繰り等が重要課題となっております。

このような状況にあって、当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、当地域において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてまいりました。もとより当組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、お取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、現在においても、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組むべく努めております。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにありますが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、お取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めてまいります。

以上を踏まえ、当組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、お取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

審査部（審査二課）を主管部署として、営業店と一体となってお取引先の経営支援等に取り組んでおります。コンサルティング機能を補完するために令和2年7月より中小企業診断士を企業支援顧問として登用し経営改善計画の策定支援・本業支援・事業承継支援・補助金申請支援等に取り組みました。

また、認定経営革新等支援機関として、千葉県中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議等による支援活動や外部専門家・外部機関等との連携にも積極的に取り組んでおります。

【企業支援顧問 取組実績】

令和2年7月～令和3年3月

訪問先数	訪問回数	補助金 採択		認定計画作成
42 先	80 回	10 件	40,500 千円	4 件

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への資金繰り支援の状況

プロパー対応融資	19 件	1,103,924 千円
保証協会付融資	658 件	8,452,646 千円
条件変更対応	351 件	10,053,667 千円

(2) 要注意先等のランクアップへの取組および経営相談、経営改善・再生支援

当組合では、地域密着型金融の機能強化の推進において、お取引先の中小零細事業者に対する経営相談、経営改善・再生支援機能の強化、貸出資産の健全性確保等に向けた取組みの体制整備として、審査部（審査二課）と営業店が連携を図り、本部関連部署及び営業店に経営再生支援担当者を配置し支援活動を展開しております。令和2年度は、経営相談、経営改善・再生支援の取組先として「54」のお取引先を選定させていただきました。そして、コンサルティング機能や情報提供機能を適切に発揮していくため、千葉県産業振興センター「専門家派遣事業」の利用促進、及びTKC千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の外部専門家・機関等との連携を積極的に図っております。その結果、下記の通りの成果を得ることができました

○現状維持 43 先、ランクアップ 3 先 ランクダウン 8 先

(3) 経営改善支援等の取組実績

【令和2年4月～令和3年3月】

		(単位:先数)					(単位:%)		
		期初 債務者数 A	うち 経営改善支 援取組み先 数 α	αのうち期末	αのうち期末	αのうち再生	経営改善支 援取組み率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
				に債務者区分 がランクアップ した先数 β	に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	計画を策定し た先数 δ			
正常先	①	1,525	31		23	1	2.0%		3.2%
要注意 先	うちその他 要注意先	105	21	3	18	2	20.0%	14.3%	9.5%
	うち 要管理先	0	0	0	0	0	-	-	-
破綻懸念先	④	27	1	0	0	0	3.7%	0.0%	0.0%
実質破綻先	⑤	51	1	0	0	0	2.0%	0.0%	0.0%
破綻先	⑥	13	0	0	0	0	-	-	-
小計 (②～⑥の計)		196	23	3	18	2	11.7%	13.0%	8.7%
合計		1,721	54	1	41	3	3.1%	1.9%	5.6%

- (注)・期初債務者数及び債務者区分は令和2年4月初時点で整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のごと。
 ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、令和元年12月に公表された事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の主旨に則り経営者保証の二重徴求を行なわない取組を進め事業承継が円滑に行なわれるよう努めています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和2年度）】

1. 取り組み内容

- 当組合では、①利益償還が可能であること、②法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③適時適切な情報開示が行われ従来から良好なリレーションが構築されていること等を勘案し、経営者保証を求めない新規融資を行う取組を行なっています。また、既存の保証契約についても、同様の理由で解除を行っています。又事業承継が円滑に行なわれるよう、経営者保証の二重徴求の排除や事業承継を期に経営者保証を免除する取組を行なっています。
- 令和2年度の融資実績としては、新規で無保証融資を行った先が68件で経営者保証ガイドラインに則り保証契約を解除した先が10先となっています。
- 令和2年度の事業承継先で旧経営者保証を解除し新経営者と経営者保証を結んだ先は12先、新旧経営者保証を解除した先が1先・新旧共に経営者保証を結んだ先は0先となっています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	29件	68件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.03%	5.74%
保証契約を解除した件数	0件	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかるご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。なお、苦情対応等の手続きについては、ホームページでもご紹介しております。 URL【<https://kimishin.jp/>】

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」に
お願いいたします。

君津信用組合お客様相談室

住 所 千葉県木更津市潮見 3-3
電話番号 0438-20-1122
受付時間 9：00～17：00
(土日・祝日および金融機関休業日を除く)



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。）

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び信用組合の休業日は除く) 9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合のお客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、

アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

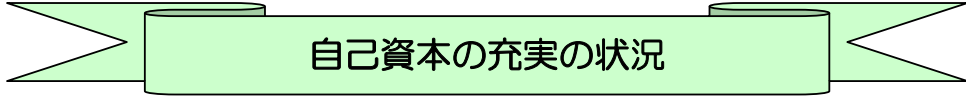
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽ ADR センター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時 間	月～金（除祝日、年末年始） 9:00～17:00	月～金（除祝日、年末年始） 9:15～17:00

一当組合は、お客様からのお申し出について、以下の通り金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。一

1. お客様からの苦情等については、本支店又はお客様相談室で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続き等の情報を提供いたします。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務監査部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。



自己資本の充実の状況

■ 自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる（普通）出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域のお客さまによる（普通）出資金および内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本の充実を図っています。当組合の自己資本比率は、バーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても、基準4%を上回る8.98%であり、経営の健全性・安全性を十分保っています。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られた利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスク管理に関する項目

『経営管理体制』26頁「信用リスク管理」をご参照下さい。

4. 信用リスクの削除手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、補完的措置として不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

信用リスクの削除手法として当組合が扱う主要な担保としては預金積金等がありますが、担保に関する手続きについては当組合が定める事務規程等により適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、組織態勢や管理の仕組みを整備することによりリスクの顕在化の未然防止と縮小に努めております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。(1年間の粗利益×15%を算出し、その直近3年間の平均値をリスク額として、これを12.5倍することによりリスク・アセット額とする手法)

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式等時価の把握できるエクスポージャーにかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に常勤役員等に報告しております。

非上場株式等時価の把握ができないエクスポージャーについては、当組合が定める運用に関する規程や要領などに基づいて適正に運用・管理に努めています。また、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品の時価会計処理規程」「時価算定要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ R & I (株式会社格付投資情報センター) ・ J C R (株式会社日本格付研究所)
- ・ M o o d y ' s (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスク量は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを中心に、四半期ごとに計測しております。

主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」等であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は、1,930百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

1. 自己資本の構成に関する事項

単位：百万円

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,051	6,146
うち、出資金及び資本剰余金の額	962	963
うち、利益剰余金の額	5,107	5,202
うち、外部流出予定額(△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	30
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	30
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,074	6,177
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	26
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	26
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	144	84
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	176	110
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,897	6,067
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,069	64,242
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6	△0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6	△0
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,244	3,284
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	68,313	67,527
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.63%	8.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	65,069	2,602	59,754	2,390
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	65,075	2,603	59,754	2,390
(i) ソブリン向け	970	38	985	39
(ii) 金融機関向け	8,634	345	9,181	367
(iii) 法人等向け	24,582	983	24,739	989
(iv) 中小企業等・個人向け	10,297	411	9,568	382
(v) 抵当権付住宅ローン	6,555	262	9,224	368
(vi) 不動産取得等事業向け	4,269	170	4,698	187
(vii) 三月以上延滞等	820	32	743	29
(viii) 出資等	184	7	41	1
出資等のエクスポージャー	184	7	41	1
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	55	2	56	2
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	313	12	313	12
(xi) その他（オバラス含む）	8,391	335	201	8
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式（250%）				
蓋然性方式（400%）				
フォールバック方式（1250%）				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6	0	0	0
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	3,244	129	3,284	131
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	68,313	2,732	67,527	2,701

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、

欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーの事です。
5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、投資信託等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$	
---	--

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

単位：百万円

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エク スポージャー		
			貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ バティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度			元年度
地域区分 業種区分 期間区分											
国 内	144,716	157,689	81,876	87,266	8,540	8,863	-	-	1,120	1,080	
国 外	3,696	3,494	-	-	3,696	3,494	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	148,412	161,183	81,876	87,266	12,237	12,357	-	-	1,120	1,080	
製 造 業	2,424	2,478	1,427	1,480	997	997	-	-	7	7	
農 業 ・ 林 業	405	433	405	433	-	-	-	-	100	100	
漁 業	147	126	147	126	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、 砂利採取業	451	416	451	416	-	-	-	-	225	222	
建 設 業	7,477	9,079	7,377	8,979	100	100	-	-	118	78	
電気・ガス・熱供 給・水道業	766	908	267	309	499	599	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	431	719	150	139	271	571	-	-	-	-	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	1,617	1,718	1,545	1,646	71	71	-	-	-	-	
卸 売 業 ・ 小 売 業	5,200	5,686	4,800	5,486	400	200	-	-	107	102	
金 融 業 ・ 保 険 業	50,957	58,201	390	657	3,165	2,806	-	-	-	-	
不 動 産 業	20,153	19,896	19,754	19,573	399	323	-	-	188	155	
各 種 サ ー ビ ス	14,488	17,430	14,212	17,024	275	405	-	-	256	274	
そ の 他 の 産 業	11,223	11,280	4,252	4,389	82	77	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	12,652	13,324	6,678	7,119	5,974	6,204	-	-	-	-	
個 人	20,015	19,483	20,015	19,483	-	-	-	-	115	138	
業 種 別 合 計	148,412	161,183	81,876	87,266	12,237	12,357	-	-	1,120	1,080	
1 年 以 下	47,899	52,914	5,900	5,076	304	200	-	-			
1 年 超 3 年 以 下	5,808	5,801	5,237	5,060	503	704	-	-			
3 年 超 5 年 以 下	8,413	11,142	7,408	8,642	1,002	1,499	-	-			
5 年 超 7 年 以 下	11,550	10,646	8,649	9,553	2,901	1,092	-	-			
7 年 超 10 年 以 下	13,358	18,335	11,266	16,224	2,086	2,106	-	-			
1 0 年 超	47,917	49,205	39,741	39,573	5,176	6,632	-	-			
期間の定めのないもの	13,464	13,138	3,672	3,135	263	121	-	-			
残 存 期 間 別 合 計	148,412	161,183	81,876	87,266	12,237	12,357	-	-			

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金

の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているものに係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等の資産が含まれています。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 上記の残存期間区分の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産、株式等の資産が含まれます。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加高	当期減少高		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	25	23	-	25	23
	令和2年度	23	30	-	23	30
個別貸倒引当金	令和元年度	85	76	2	83	76
	令和2年度	76	93	0	76	93
合計	令和元年度	110	100	2	108	100
	令和2年度	100	123	0	99	123

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	元年度	2年度	元年度	2年度		
製造業	△2	△1	9	8	-	-
農業・林業	0	0	14	15	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	△1	△1	20	19	3	2
建設業	0	0	0	1	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	0	0	13	13	1	1
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	0	0	2	1	0	0
各種サービス	△2	18	9	27	2	0
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△1	0	6	5	5	1
合計	△8	16	76	93	13	5

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	16,192	-	22,728
10%	-	7,572	-	8,246
20%	50,732	1,171	57,347	1,381
35%	-	18,726	-	17,783
50%	2,524	760	5,246	771
75%	-	13,125	-	10,710
100%	1,398	35,805	1,522	35,087
150%	-	213	-	170
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	187	-	187
合計	54,656	93,756	64,116	97,067

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	324	293	2,004	4,074	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	351	-	343	-
合 計	351	-	343	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

区 分	令和元年度	令和2年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	7	1

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益等は含まれておりません。なお、損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

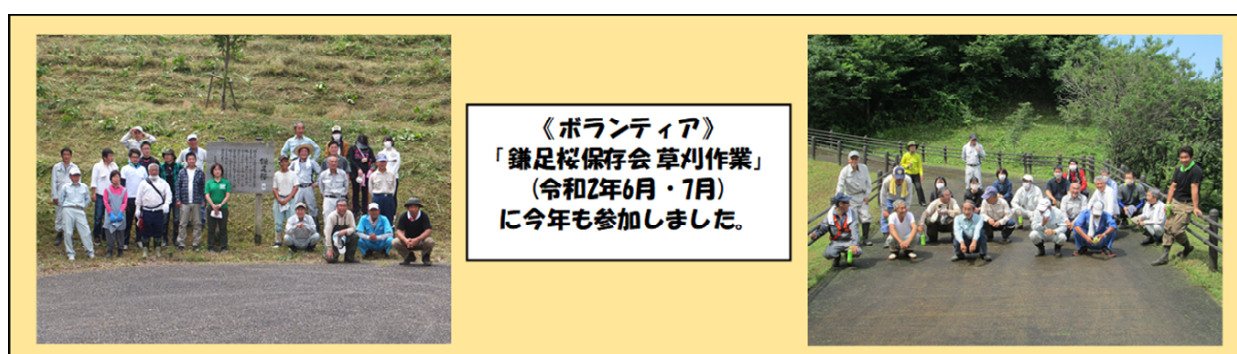
単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△245	△107

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。



8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,930	1,476	48	0
2	下方パラレルシフト	0	0	235	58
3	ス テ ィ ー プ 化	1,546	1,072		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	222	262		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	1,930	1,476	235	58
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	6,067		5,897	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末からΔEVEを開示しております。また、2021年3月末からΔNIIを開示しております。

※ΔEVEとは、IRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち金利ショックに対する経済的価値の変動（減少額）として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※ΔNIIとは、IRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期1.25年
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
 - 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - 複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
 - スプレッドに関する前提 考慮していません。
 - 内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和3年3月末のΔEVEは19億円（前期末比+4億円）ΔNIIは2億円（前期末比+1億円）となりましたが、適切な範囲であると判断しております。

自己資本調達手段の概要

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	君津信用組合		
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	963 百万円	一百万円	一百万円
償還期限	—	—	一年一月一日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日（一年一月一日）より一年が経過した日以降の最初の利息支払日に残高の全部又は一部を償還可能

犯罪収益移転防止法

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下同法といいます。)に基づき当組合では、口座開設の際にお客様の氏名、住所、生年月日、取引を行う目的や職業・事業内容等について確認させていただいております。今般、同法の改正により平成28年10月1日よりお取引時の確認方法が一部変更となりました。何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客様への確認(取引時確認)が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ④ 融資取引等

これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

お客様への確認事項および確認に必要な書類について (平成28年10月1日以降)

確認事項		主な確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	氏名、住所、生年月日	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 等
	職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	(ご本人以外の方が来店された場合) 来店された方の氏名、住所、生年月日等	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
法人のお客様	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑証明書 等
	来店された方の氏名、住所、生年月日等	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 等 ※上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様への電話にて法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	○登記事項証明書 ○印鑑証明書 等 事業内容等の確認のため同法で定められた書類以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
	取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	実質的支配者(※)の方の氏名、住所、生年月日等 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます。)	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。原則、書類は不要です。 (※)法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人を言います。

- ・お客様等の氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に顔写真が無い本人確認書類をご提示いただいた場合、同法により、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただいております。
- ・外国の政府等において同法に定められた職位にある、またはあったお客様、そのご家族にあたるお客様等のお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
- ・過去の確認をさせていただきましたお客様についてもお取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・上記事項が確認できないときは、お取引ができない場合があります。
- ・確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合にはお申出下さい。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。
- ・詳しいことは各店舗の窓口等にお問合せ下さい。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども君津信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体で迅速に対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

4. 不当要求への対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、便宜供与等の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年5月24日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

利益相反管理方針

当組合は中小企業等協同組合法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当組合が定める組合内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当組合は、当組合がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当組合は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

① 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

② 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③ 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当組合は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまとの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当組合は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
- また、当組合は、利益相反管理について定められた法令および組合内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当組合は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

保 険 募 集 指 針

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方
(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】*合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

キャッシュカードの偽造・盗難被害等に対する補償

「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）が平成 18 年 2 月 10 日から施行されています。

当組合では次のような被害に対する補償を実施しています。

対象カード	補償の対象となる取引
キャッシュカード、 ローンカード	ATMでの預金引出、振込、 総合口座借入、ローンカード借入

● 補償内容

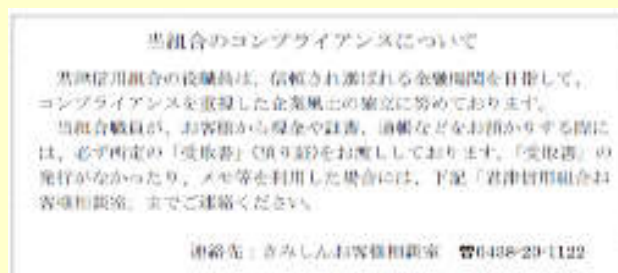
カードの種類	補償となる被害	取引の内容		
		お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
キャッシュカード	偽造・盗難	全額補償	75%補償	補償なし
ローンカード	偽造・盗難	最高 50 万円 まで補償	左記又は 75%の低い 額まで補償	補償なし

<暗証番号取扱注意事項>

暗証番号は、他人から類推しやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー、並び数字などは使用しないでください。

- ① カードや通帳に暗証番号のメモはしないでください。
- ② ゴルフ場のロッカー等のセーフティボックスの暗証番号にキャッシュカードと同じ暗証番号を使うと危険なことがあります。
- ③ 当組合の職員や警察官から電話で暗証番号を尋ねることは一切ありません。不審な電話には注意してください。
- ④ ATM の利用明細は、むやみに捨てないでください。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。
注) ATM で変更できますが、万一忘れた場合、本人でも照会できませんのでご注意ください。

“きみしん”ではコンプライアンスの遵守と 態勢の整備に努めています。



(名刺裏面、コンプライアンスについて)

内国為替取扱実績

件数単位：件 / 金額単位：百万円

区 分		令和元年度末		令和2年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振込・送金	他の金融機関向け	94,294	60,238	93,806	60,720
	他の金融機関から	148,027	67,967	158,674	72,470
代金取立	他の金融機関向け	2	1	3	0
	他の金融機関から	151	567	108	484

子会社の状況

該当事項なし

主要な事業の内容

預金業務

- 預金 当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金「納くん」、消費税完納準備預金、無利息型普通預金「決済用預金」、後見制度支援預金等を取扱っております。

貸出業務

- 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

有価証券投資業務

- 預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

- 送金為替、振込及び代金取立て等を取扱っております。

外国為替業務

- 外国通貨の両替業務を行っております。

付帯業務

- 債務の保証業務又は手形の引受
 - 有価証券の売買等
 - 有価証券の貸付業務
 - 貸金庫業務
 - 個人型確定拠出年金（iDeCo）の募集
 - 代理業務
全国信用協同組合連合会代理店業務・日本銀行の歳入復代理店業務
株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構・年金資金運用基金・独立行政法人雇用能力開発機構
独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金
 - 個人向け国債の募集
 - 住宅長期火災保険等の損害保険の取扱
 - 一時払終身保険の取扱
 - ビジネスマッチング業務
 - 遺言代用信託の募集
 - 地方公共団体の公金取扱業務
 - 株式払込金の受入代理業務
- 商品有価証券売買業務・社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取扱っておりません。

手数料一覧

(消費税含む)

種 類			料 金	
振 込	当組合本店	自店宛	3万円未満	330円
			3万円以上	550円
		他店宛	3万円未満	330円
			3万円以上	550円
		ATM扱	3万円未満	110円
			3万円以上	330円
	他 行	インターネット モバイル扱	3万円未満	110円
			3万円以上	220円
		電信扱	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
文書扱 ATM扱	3万円未満	440円		
	3万円以上	660円		
インターネット モバイル扱	3万円未満	220円		
	3万円以上	440円		
インターネット バンキング		個人向け	無 料	
		法人向け	照会、振込・振替サービス (月額) 1,100円 上記機能+データ伝送サービス (月額) 3,300円	
送 金	本 支 店		440円	
	他 行	電信扱	880円	
		普通扱 (送金小切手)	660円	
代 金 取 立	本 支 店	自店宛 他店宛	220円	
	他 行	同一交換所 における手形	即日入金	無 料
			預かり (先日付)	220円
		その他地域	至急扱	880円
			普通扱	660円
その他	振込・送金(880円)、取立手形組戻(1,100円)、不渡手形返却(1,100円)、取立手形店頭呈示(880円)			
当座預金		小切手帳 1冊 (50枚)	1,100円	
		約束手形帳 1冊 (50枚)	1,650円	
		マル専口座取扱手数料 (割賦販売通知書 1枚)	3,300円	
		マル専手形 (1枚につき)	550円	
自己宛小切手			550円	
カード再発行・通帳証書等再発行			1,100円	
残高証明書 発行手数料		1 通	当組合書式 770円 定形外 1,100円	
貸金庫利用料	半自動 (年間)	大	26,400円	
	全自動 (年間)	大	31,020円	
		中	19,800円	
		小	13,200円	
		中	23,100円	
		小	16,500円	
CD・ATM手数料 (払戻 1回につき)		当組合カード	県内信組	
平日 18時まで (土曜 14時まで)		無 料	無 料	
平日 18時以降 (土曜 14時以降) 日曜日		無 料	220円	
①両替手数料 ②金種指定払戻手数料 ③大量硬貨精査手数料	硬貨および紙幣 数により算出。	①	330円	
		②	330円	
		①②③	550円	
		①②③	1,100円	
		①②③	1000枚毎 440円加算	
税金	税 込	①	51枚~500枚	
		②	301枚~500枚	
		①②③	501枚~1000枚	
		①②③	1001枚~2000枚	
		①②③	2001枚以上	
集金手数料		週 1 回	55,000円	
		週 2 回	77,000円	
		週 3 回	99,000円	
週 4 回		121,000円		
週 5 回		143,000円		
集金契約書の締結条件		月間手数料		

業務のご案内

きみしんの預金

種 類	内 容
自由金利スーパー定期	300万円未満・300万円以上の2種類の高利回りプラン 「プレミアム定期預金W(ダブル)」・「年金定期 500」
自由金利大口定期預金	1ヶ月から1,000万円以上の資金運用に最適
財形預金(年金・住宅)	元本550万円まで非課税
期日指定定期預金	自由金利・1年複利計算
普通預金・貯蓄預金・当座預金・定期積金・納税準備預金「納くん」・消費税完納準備預金 ・通知預金・譲渡性預金・後見制度支援預金など	

きみしんのローン

種 類	お使いみち	ご融資金額
一 般 融 資	きみしん新型コロナウイルス対応緊急融資制度 手形貸付・手形(でんさい)割引・証書貸付・当座貸越	お気軽にご相談下さい。
千葉県信用保証協会融資	千葉県制度融資、各市制度融資、アクティブ、 ダッシュ 5000、スパート 3000	お気軽にご相談ください。
TKC 経営者ローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
税理士関与先向け ビジネスローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
事業性ローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人 ビジネスエース・ビジネスローン	500万円 以内 <small>(個人事業主除くビジネスローン 1,000万円以内)</small>
公 的 融 資	独立行政法人住宅金融支援機構「フラット 35」・独立行政法人福祉医療機構・ 県制度・市制度・株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫	
住 宅 ロ ー ン	住まいるいちばんネクストV 新築・リフォーム 「3年、5年、10年固定金利」「変動金利」	1億円 以内
カードローン カードローンWeb	カード1枚でスピーディーにいつでもお使いみち自由 アラカルト・アラカルトWeb	30万円～300万円 定額返済
ビ ジ ネ ス カードローン	あなたの資金のニーズにお応えします スピーディーな資金調達でご商売をサポート	50万円～300万円 定額返済
フ リ ー ロ ー ン フリーローンWeb	お使いみち自由(事業資金除く) 証貸組替ローン(事業資金除く)	1,000万円 以内 ご利用中の残高以内
スピードローン スピードローンWeb	お使いみち自由(事業資金含む) Webでカンタンお申込み	500万円 以内
ス ー パ ー ロ ー ン	お使いみち自由(借換資金・事業資金含む)	500万円 以内
多 目 的 ロ ー ン 多目的ローンWeb	資金使途が明確なもの 及び、他金融機関の目的系ローンの借換資金	1,000万円 以内
カ ー ラ イ フ ロ ー ン カーライフローンWeb	マイカーの購入(新車・中古車)及び車検・修理費など Webでカンタンお申込み	1,000万円 以内
奨 学 ロ ー ン 奨学ローンWeb	受験費用等受験にかかわる費用、入学金など入学から 在学中にかかる費用 Webでカンタンお申込み	1,000万円 以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン リフォームローンWeb リフォームローンワイド リフォームローンワイドWeb	住宅の増改築 Webでカンタンお申込み	500万円 以内 500万円 以内 1,000万円 以内 1,000万円 以内

きみしんのサービス

種 類	内 容
年金・共済自動受取	公的年金・各種共済年金の自動受取
給 与 振 込	給料・ボーナスがお勤め先から直接口座に振込
公 共 料 金	電気料・電話料・NHK・水道料・ガス料金自動支払
内 国 為 替	全国の金融機関へ振込
外 国 通 貨 両 替	ドル交換取扱い
IC・キャッシュカード	安全性を重視したIC キャッシュカードの新規発行を無料化対応
A T M 指 静 脈 認 証	五井支店 ATM に安全を重視した指静脈認証を導入しています。
デビットカード	キャッシュカードで、デビットカード加盟店にて買い物ができます。
全国キャッシュサービス	全国の提携金融機関および郵便局、コンビニ、JR 東日本 ATM で「きみしん」カードがご利用できます。
でんさいネット	ペーパーレスで手続きラクラク、搬送代を削減し印紙税も非課税、支払手段を効率化できます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合間での CD・ATM 利用手数料が無料となります。
インターネットバンキング	振込・振替業務、取引明細照会業務・月額基本手数料無料
法人インターネットバンキング	個人事業主様、法人様に対応。大量のお振込みが一括で処理できます。オフィスから簡単操作で取引明細照会や税金等各種料金の払込可。
ハワイ - 各種料金払込サービス	税金や各種公共料金等の各種料金をインターネットから払込ができます。
ハワイ - 口座振替受付サービス	口座振替の手続きを印鑑なしでキャッシュカードだけで行なえます。
労働保険料等の口座振替	継続事業、単独有期事業、一般拠出金に係る保険料の口座振替納付ができます。
国 税 等 の 払 込 み	本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店・子安支店・八幡支店にて国税や交通反則金の納付が、他の店舗では取次ができます。
日本銀行歳入復代理店	
国 税 タ イ レ ク ト 納 付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
貸 金 庫	簡単操作のプライベート金庫
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債の窓口販売
保 険 窓 口 販 売	長期火災保険、債務返済支援保険、年金払積立傷害保険、個人年金保険、医療総合保険、終身保険の窓口販売
確定拠出年金の募集	個人型確定拠出年金 (iDeCo) の募集
遺言代用信託の募集	しんくみ相続信託 (元本保証型合同運用指定金銭信託) の募集
事業承継マッチングサービス	事業承継支援サービス (M&A マーケット「TRANBI(トランビ)」) の提供
電子地域通貨「アクアコイン」	スマートフォンを利用した木更津市内限定で利用できる電子地域通貨
歳入金の窓口電子収納	ページー窓口チャネル (窓口電子収納) を利用して歳入金等の受け入れができます。
決済サービス導入支援	タイムズペイと連携して様々な決済サービスの導入支援を行っています。

その他に、有価証券の貸付業務、債務の保証業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入業務を取扱っております。

国税等の払込みはきみしんへ

国	税	国民年金保険料
交 通 反 則 金		社会保険料など

【お取扱い店舗】

本 店	袖ヶ浦支店	君 津 支 店
大 佐 和 支 店	い わ ね 支 店	東 太 田 支 店
子 安 支 店	八 幡 支 店	

その他の店舗では取扱店へ取次致します。

新発売!!

きみしん

プレミアム

(ダブル)

定期預金W

期間限定

満期継続後も
金利上乘せ!

募集総額

100億円

店頭表示
利率の2倍

地域密着型金融の取組の状況

1. 地域貢献に関する経営姿勢

君津信用組合は地元の中小零細企業者や、住民の皆様が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小零細企業者や住民一人々の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本とし「金融を通じて地域社会に奉仕する」を経営方針としております。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 金融を通じた地域貢献

当組合の経営理念「金融を通じて地域社会に奉仕する」を基本とする経営方針にて営業活動を行っております。

本年度においては、中小零細企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、事業者の資金繰り支援のため、「プロパー融資」「千葉県信用保証協会付融資」を積極的に推進することにより、中小零細企業者への事業資金の融資に力を入れて参りました。また、千葉県や地元市町村の県制度・市町村制度融資を積極的に利用推進することにより、地域の中小零細企業者の皆様に対しまして、創業・新事業支援資金ならびに長期安定した事業資金の融資に努めました。さらに、台風被害やコロナ禍に対応する融資商品のリリースならびに既存商品のリニューアルを行うことにより、地域の皆様のニーズにお応えできるよう改善を図っております。

【3年3月末までの貸出実績】

①県・市町村制度融資 857件 10,122百万円 ※事業性融資新規実行額 2,806百万円 うち、プロパー融資 804百万円 保証協会付融資 2,002百万円	②個人ローン 住宅ローン 468百万円 消費者ローン 756百万円
--	---

貸出先数・金額（3年3月31日）

単位：百万円

区 分	先 数	金 額	うち設備資金	うち運転資金
事業者	1,838	49,333	23,080	26,252
個人	5,167	30,697	25,881	4,815
(内住宅ローン)	—	(12,774)	—	—
(内消費者ローン)	—	(3,657)	—	—
地方公共団体	7	7,114	1,886	5,228
合 計	7,012	87,145	50,848	36,296

3. その他のサービス活動

(1) なの花会（年金友の会）

- ・なの花会は、当組合で年金を受取っている方の親睦と充実した生活のお手伝いをするため昭和 59 年から順次、全店で組織化され、会員数は現在 8,068 人（令和 3 年 2 月末現在）となっております。
- ・会員の皆様の楽しいふれあいの場として、旅行、グラウンド・ゴルフ、カラオケ、生け花、舞踊等を行っております。

カラオケについては、お気軽にご利用いただけるように主要支店に通信カラオケ DAM を設置しています。収納曲数 100,000 曲、是非ご利用ください。

- ・各店の会議室を「コミュニティーホール」として地域の皆様に解放しております。地区の集会、サークル、各種発表会、講演会、勉強会などにご利用ください。
- ・グラウンド・ゴルフは、各店での大会に加え、毎年、全店大会を実施しております。
- ・店ごとの企画で、日帰りあるいは一泊の「なの花会旅行」を実施しております。

※なお、令和 3 年度においてはコロナ禍の影響を鑑み、各種活動を休止しております。再開の折には、改めてご案内申し上げます。詳しくは、お近くの営業店にお問い合わせください。

(2) 一般情報提供

- ・情報誌「ボンビバーン」の提供
「暮らしのしくいきいき」のサブタイトルどおり、旅行・年金・税金・健康等の暮らしに必要な情報を提供しています。

(3) ホームページ

- ・各種サービスのご案内など、“きみしん”の情報満載です。ぜひご覧ください。
URL【 <https://kimishin.jp/> 】

(4) お客様相談室

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや、当組合へのご意見、ご希望がございましたらご遠慮なくお申し出ください。

電話番号 0438-20-1122

受付時間 平日 午前 9：00 より午後 5：00

また、匿名でのご意見等は各店窓口に「お客様ご意見箱」をご用意しております。ぜひご利用ください。

(5) 文化的、社会的貢献活動 《地域貢献プログラム》

- ・「しんくみの日週間」 献血運動 実施
令和 2 年 9 月 1 日 参加者 お客様・役職員 合計 17 名
令和 3 年 3 月 4 日 参加者 お客様・役職員 合計 18 名
- ・木更津消防署による救命講習会 実施
第 1 回（令和 2 年 7 月 21 日） 参加者 8 名
第 2 回（令和 2 年 7 月 22 日） 参加者 7 名
第 3 回（令和 2 年 11 月 13 日） 参加者 13 名

第 59 期通常総代会のご報告

令和 3 年 6 月 30 日午前 10 : 00 より本店 4 階大ホール(本会場)および、営業店(Web 会場)にて、第 59 期通常総代会が開催されました。

この度の総代会は、新型コロナウイルスによる感染の危険が継続している状況に鑑み、複数の場所を設けて初めてのオンライン総代会となりました。テレビ会議システムを使用して画像・音声をリアルタイムで送受信することにより、情報伝達の双方向性と即時性を確保しています。なお、開催時間中を通して関連するシステムが特段の支障なく稼働していることが確認されました。

当日は、議決権を有する総代 125 名のうち、出席総代数 74 名(うち、Web 出席 48 名)、書面決議による総代数 50 名、決議総数 124 名のもと下記の議案が説明、審議を経て承認されましたことをご報告いたします。



議決事項

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号議案 | 第 59 期 剰余金処分案承認の件 |
| 第 2 号議案 | 第 60 期 事業計画並びに予算案承認の件 |
| 第 3 号議案 | 退任役員退職慰労金支給の件 |
| 第 4 号議案 | 組合員除名の件 |

総代会の仕組みと役割

• 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 28,556 名（令和 3 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

• 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

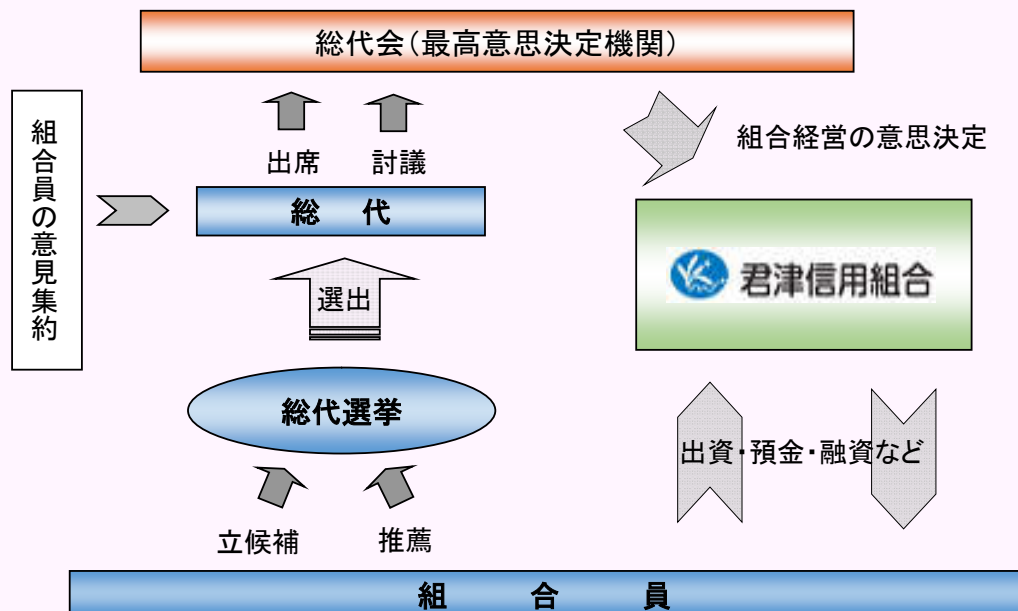
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

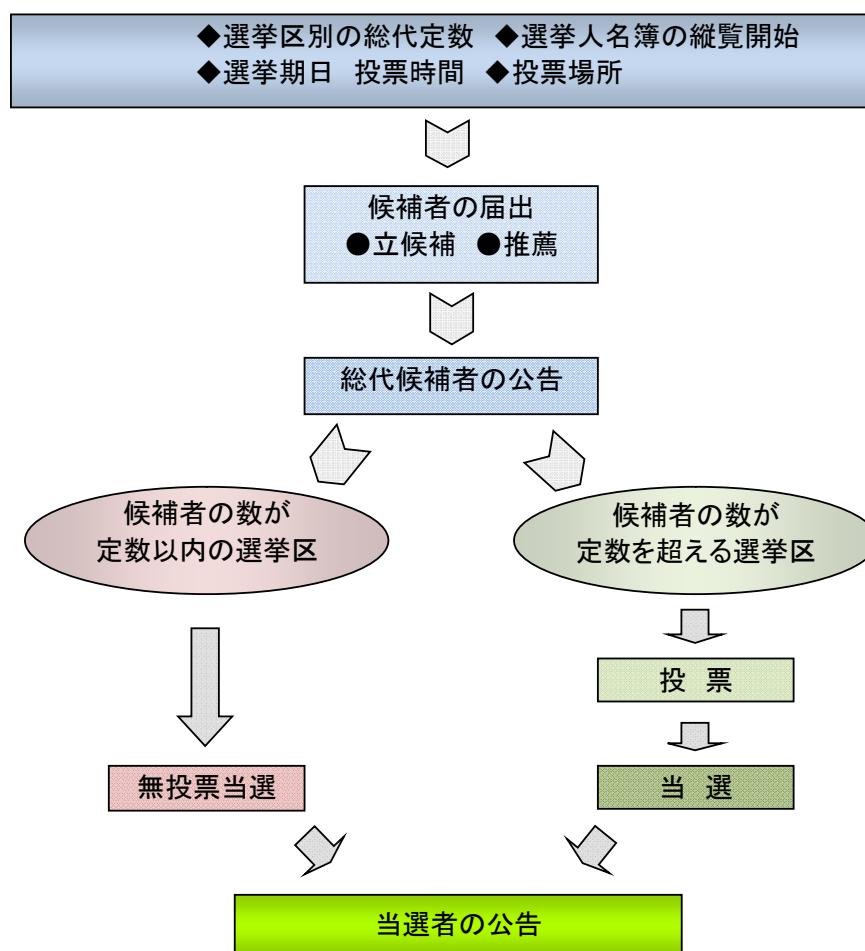
(2) 総代の任期と定数等

任期は 3 年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を 6 つの区に分け、総代の選出を行なっています。総代の定数は 100 人以上 130 人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比を踏まえて理事会で決定しています。

現在の総代は 125 名で任期は平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までです。



総代選挙までの手続き



利用者の声を踏まえて経営改善を行った事項

改善項目

- ① 新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、人が往来する店舗へ行くことに躊躇してしまうとのご心配を軽減するため、店舗入口に非接触で瞬時に体温測定しマスク着用を感知するサーモカメラや自動消毒機をいち早く設置、また、すべてのカウンターや応接コーナーに飛沫防止パーテーションを設置いたしました。なお、営業職員は、携帯除菌剤を着用し、消毒スプレーを常備すること等により、訪問活動の継続のご要望に応えるよう努めました。
- ② 窓口の待ち時間を短くしてほしい、お待ちの人数がわかるようにしてほしいとの要望にお応えして、袖ヶ浦支店・君津支店・いわね支店・ぎおん支店・東太田支店に受付番号札発券機システムを導入いたしました。また、当組合 HP にて、受付番号札発券機設置店舗の窓口混雑状況を確認できるようにいたしました。
- ③ 「アクアコイン」のチャージの利便性向上との要望にお応えして、全国のセブン銀行 ATM で 24 時間 365 日チャージが無料で実施できるようにいたしました。電子地域通貨への ATM チャージは、セブン銀行でも全国初の取組みとなります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症により営業の自粛や顧客の減少に苦しむ飲食店を応援したいという要望にお応えして、先払い応援チケットとなる「きさ食（クー）PON」をご購入していただき、アクアコイン加盟店を応援するプロジェクトを実施いたしました。本プロジェクトにご賛同いただきクーポンを購入した方に、購入額の 20% のアクアポイントを還元いたしました。

※当組合では、総代会に限定することなく、今後も、店頭設置の「お客様ご意見箱」、お客様相談室、電話や電子メール、アンケート調査、役職員による日々の訪問活動等を通して、組合員の皆様のご意見を経営活動に反映させるよう努めてまいります。

総代のご紹介

総数 125名(令和3年6月30日現在)敬称略

(第一地区 46名)		(第二地区 18名)		(第三地区 24名)		(第四地区 19名)		(第五地区 9名)		(第六地区 9名)	
青 木 一 3	池 田 健 司 1	青 木 孝 行 4	荒 木 行 雄 1	池 田 善 久 3	池 田 要 太 郎 6						
荒 井 潤 一 郎 2	石 塚 貴 雄 4	青 木 龍 一 3	在 原 誠 3	岡 本 修 2	石 川 光 則 3						
石 塚 直 人 2	内 山 貴 美 子 1	雨 笠 利 久 5	池 田 和 陽 8	亀 田 久 男 2	熊 澤 伸 3						
石 渡 泰 彦 3	大 嵩 正 博 1	雨 笠 正 昭 5	勝 田 文 典 4	河 野 一 雄 2	小 宮 一 則 1						
井 菅 清 志 3	大 野 峻 3	石 井 時 久 9	勝 畑 元 宏 3	里 見 吉 英 3	佐 久 間 清 6						
磯 部 友 昭 1	尾 形 敏 夫 3	石 渡 鋼 7	児 玉 浩 正 3	高 澤 勇 夫 2	白 幡 賢 ◆						
内 田 愼 一 郎 1	川 端 久 美 子 2	榎 本 一 角 ◆	齊 藤 良 充 6	宮 崎 隆 2	丸 淳 一 2						
榎 本 利 夫 2	剣 持 義 明 4	笠 原 文 善 1	進 藤 武 3	宮 野 順 功 1	望 月 昇 ◆						
大 川 裕 士 2	坂 本 博 章 1	加 藤 雄 一 郎 ◆	進 藤 秀 世 3	宮 原 廣 2	安 田 信 之 4						
大 森 裕 資 6	佐 藤 光 一 郎 5	見 本 泰 作 ◆	鈴 木 庸 夫 3								
織 本 富 之 4	三 幣 薫 久 ◆	白 石 幸 久 7	津 田 範 彦 3								
柿 崎 秀 勝 2	茂 田 秀 和 2	鈴 木 裕 士 4	露 崎 信 夫 4								
勝 畑 竹 俊 6	鈴 木 芳 夫 8	中 山 秀 雄 3	中 山 博 夫 7								
萱 野 文 雄 3	戸 波 亮 3	錦 織 好 郎 ◆	並 木 耕 一 4								
北 見 一 幸 3	松 崎 哲 也 3	平 野 勝 利 4	福 原 孝 彦 2								
國 吉 俊 夫 3	松 田 芳 己 5	平 野 忠 男 4	増 田 秀 夫 3								
古 泉 多 嘉 夫 3	森 弘 男 3	平 野 照 和 7	御 園 生 栄 次 5								
小 島 國 利 5	和 田 宏 視 4	藤 倉 均 4	矢 田 高 裕 3								
近 藤 雅 文 6		森 田 博 司 3	吉 田 浩 幸 3								
近 藤 洋 子 2		山 田 幸 輝 1									
齊 藤 儀 平 6		渡 辺 務 4									
佐 久 間 誠 増 4		社 福)金 谷 温 清 会 1									
庄 司 基 晴 3		房 総 開 発 株 式 会 社 2									
白 石 光 重 4		社 福)ミ ッ ド ナ イ ト ミ ッ シ ョ ン の ゼ み 会 2									
鈴 木 克 己 5											
須 田 忠 充 4											
武 井 千 尋 4											
武 内 佐 一 郎 5											
出 口 康 博 3											
富 所 勝 善 5											
豊 田 文 智 7											
林 健 一 3											
平 井 謙 二 ◆											
平 戸 誠 一 4											
平 野 貴 1											
藤 谷 英 明 2											
前 田 利 弥 3											
松 田 紀 道 ◆											
水 野 幾 雄 4											
宮 寺 光 明 1											
八 飼 隆 2											
山 岡 邦 彦 3											
山 村 俊 哉 4											
若 林 一 5											
渡 辺 貞 彦 1											
か ず さ エ フ ェ ム 株 式 会 社 2											

【総代の属性別構成比】

職業別：個人 0%、個人事業主 22%、法人役員 75%、法人 3%

年代別：30代以下 2%、40代 6%、50代 13%、60代 31%、70代 37%、80代以上 11%

業種別：製造業 2%、不動産業 8%、卸売業・小売業 18%、建設業 15%、運輸業 2%、その他サービス業 55%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。
(注2) 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

役員等の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	58	110
監事	11	20
合計	69	130

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事4名です（退任役員を含む）。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金は理事4百万円、監事0.9百万円、役員退職慰労金は、理事2百万円、監事2百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

地域貢献プログラム

木更津消防署による 救命講習会



しんくみの日週間 献血運動



振り込め詐欺防止への取り組み

“きみしん”では

その振り込み、待った！

を合い言葉に 振り込め詐欺被害の防止に努めています。

ポスターやチラシ、ATM コーナーや窓口での積極的な声かけによる注意喚起に努めています。また、お客様に気付いて頂くツールとして「振り込め詐欺防止チェックシート」での確認をお願いしています。ご協力をお願い致します。



ぎおん支店に 木更津警察署から 感謝状 (令和3年2月19日)

振り込め詐欺を未然に防止したとして2月19日(金)ぎおん支店が木更津警察署長より表彰されました。

今回の事例は、令和2年12月24日(木)にご高齢の女性が高額のお金を持って来店、窓口担当が用途をアンケートで詳しく事情を聴取したところ、振り込め詐欺を確信。警察に通報し被害を未然に防いだものです。

電子地域通貨「アクアコイン」の取り組み

セブン銀行 ATM でチャージが可能に！

令和2年4月6日

アクアコインの利便性向上のため、全国のセブン銀行 ATM でアクアコインのチャージが可能となりました。これによって、原則24時間365日チャージが無料で実施出来ます。



木更津 オーガニック シティ

フェスティバル 2020

令和2年11月3日 潮浜公園にて、「木更津オーガニックシティフェスティバル 2020」が開催されました。会場内全てのお店でアクアコインがご利用でき、約250名の方が新規にインストールされました。

木更津ウォーキングチャレンジ

こども食堂へ贈呈しました

アクアコイン内のヘルス機能「らぶFit」を使ったキャンペーン『みんなで歩いて「こども食堂」に木更津の食を届けよう～木更津ウォーキングチャレンジ～』の木更津給食米等の贈呈式が3月15日にて実施されました。



アクアコイン×JID グループ ポイント20%還元キャンペーン実施中！

アクアコイン AQUA COIN × JID JIDGROUP

ポイント 20%還元 キャンペーン

期間：2021年7月1日(木)～2022年3月31日(木)
※ポイント還元額が2,000万円に達し次第、期間中でも本キャンペーンは終了します。

毎月最大5,000円分還元！
アクアコインを使うだけでもらえる！！



みんなで使おう『アクアコイン』!!

アクアコインは、地味信用組合・水更津市・水更津商工会議所が連携して普及に取り組む電子地域通貨です。

QRコードを読み込んでアクセス

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード



※ご利用時にはバケット連携が必要となります。
※QRコードはダウンロード後の登録画面から取得可能です。

アクアコイン AQUA COIN × JID JIDGROUP

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地域の復興振興に向け「アクアコイン×JID GROUP ポイント20%還元キャンペーン」を実施します。
※本キャンペーンは、アクアコインの取り組みにご賛同いただいたJID GROUP 様からのご寄付を原資として実施します。

ポイント還元は、1ヶ月あたり5,000ポイント(アクアコイン25,000円支払分)が上限となります。
※ポイントでのお支払いは、還元対象となりません。

【アクアコイン利用例】

 アクアコインで 3万円分の買い付け		\ポイント還元/ 5,000ポイント ※25,000円分が対象
 2万円分の買い付け アクアコイン：15,000円 ポイント：5,000円		\ポイント還元/ 3,000ポイント ※15,000円分が対象

【注意事項】

- ・ポイント還元日は毎月15日となります。
- ・キャンペーン期間外、チャージポイントの付与はありません。
- ・公益と見做される寄付金受領済の寄付金(※)は還元対象外です。
- ・なお、商品価格の値上げの際には還元はできません。

水更津市ホームページ JID GROUP ホームページ

ボランティア活動

「少しでもお役に立てればと 地域の活動のお手伝いをしています」



新型コロナウイルス感染症への対応

役職員の感染防止と、お客様が安心してご来店いただける環境づくりのため、入社時の検温と体調確認、マスク着用、うがい・手洗い、手指消毒の励行や消毒スプレー・除菌剤の携帯はもちろん、店舗入口のAIサーモカメラや非接触型の消毒液備え置き、窓口には飛沫防止パーテーションを設置、ソーシャルディスタンスを保ったロビー配置、新聞・雑誌の撤去等に取り組んでいます。

AI サーモカメラの設置



【AIサーモカメラ】

カメラの前に立つだけで、瞬時に非接触で体温を検知します。

また、マスクの有無を自動認識し、未着用の場合は音声にて着用を喚起します。

飛沫防止パーテーション設置



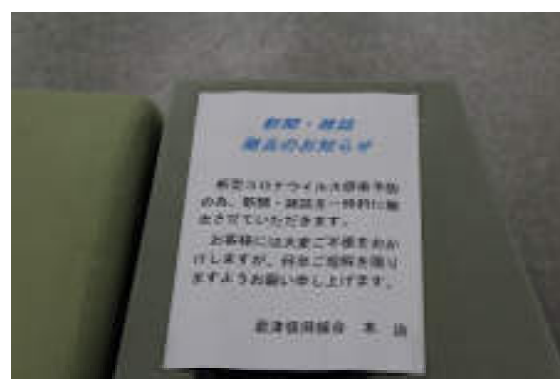
非接触型の消毒液の備え置き



ソーシャルディスタンスの確保



新聞・雑誌の一時撤去





いつも ずっと あなたのそばに